

郡農水第 287 号の 5
令和 7 年 3 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

郡上市長

市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	大和西地域 (名皿部、野口、福田、場皿、洞口、落部、内ヶ谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 25 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化と後継者不足で農地の遊休化がすすみつつある。
 地元に担い手がおらず、一部の遠方からの担い手による集積がされている。
 用排水路や農道の整備を求める声が多い。
 落部地区では、耕作条件の悪い田も多く、法面や用水管理の作業や金銭的な負担が大きい。
 また、獣害も多く発生していることから、奥地より荒廃が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地集積と地域の支援で担い手の経営安定を図る。
 地域農業の受け皿となる営農組織を立ち上げ、持続可能な組織運営に取組み、地域農業の維持振興に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地面積	62.55 h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	62.55 h a
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地面積【任意記載事項】)	h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
担い手のほかに不足する後継者対策として集落営農組織の設立を模索し、担い手との住み分けを行い、農地中間管理機構を通じて集団化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地主の理解と担い手の経営安定化に向けて、地区の農業委員、推進委員、関係機関が連携して、集約が図れるよう配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
島用水系地域では、担い手の意見を参考にして早期に用排水路や農道等の整備を進める。
土地改良施設の老朽化対策、効率よく作業や運搬ができる規格の農地・農道の整備に取り組む。
・島用水路の長寿命化計画に基づき、老朽化対策の実施を予定
・島用水路の改修事業を予定
・福田地区において集落道の整備を予定
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農を推進する一方で、地域内外から就農希望者を募り、地域農業の担い手として支援していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

☒	①鳥獣害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ① 鳥獣害が顕著な地区では恒久柵の設置、捕獲など地域ぐるみで鳥獣害対策を展開する。 ⑦ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理に努める。									